

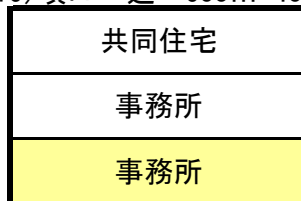
事業所の皆様へお知らせ！！

建物の増改築、用途変更等により「いつの間にか消防法違反」になっていませんか？

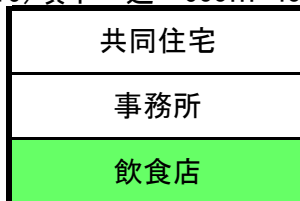
建物の増改築や用途変更、模様替え等により、下記の例のように、高額な消防用設備等の設置や、防火管理者の選任などが新たに必要となることがあります。

例1：テナントビルの一部を事務所から飲食店に用途変更し、新たに自動火災報知設備の設置と防火管理者の選任が必要となり消防法違反となったもの。

(16)項ロ 延べ600㎡ 40人



(16)項イ 延べ600㎡ 40人

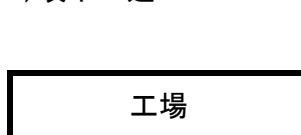


※違反内容

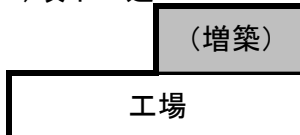
- ・自動火災報知設備(未設置)
- ・防火管理者(未選任)

例2：鉄骨造(その他構造)の工場を増築したため、延べ面積700㎡以上となり、新たに屋内消火栓設備の設置が必要となり消防法違反となったもの。

(12)項イ 延べ500㎡



(12)項イ 延べ700㎡

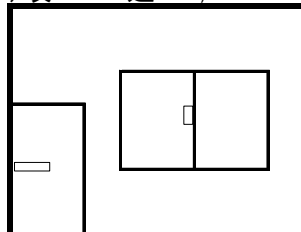


※違反内容

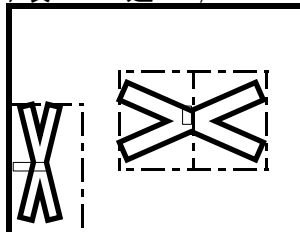
- ・屋内消火栓設備(未設置)

例3：物販店において、リニューアルオープンのため模様替えを行い、既存の窓や出入り口を塞いだため、新たにスプリンクラー設備等の設置が必要となり消防法違反となったもの。

(4)項 延べ1,000㎡



(4)項 延べ1,000㎡



※違反内容

- ・スプリンクラー設備(未設置)

消防本部へ事前にご相談ください！！！！

上記の例のように、建物の用途変更、増改築、模様替え等が行われる場合、消防法違反になる場合がありますので、消防本部へ事前にご相談ください。

なお、相談されずに用途変更、増改築などを行い使用し、消防の立入査察で消防法違反が確認された場合は、令和2年4月1日から始まる公表制度により、建物名称、所在地、違反内容を消防本部ホームページ等に掲載、また、使用停止や告発といった行政処分の対象となる場合があります。

防火対象物使用開始届の提出も忘れずに！！

新しくお店や事務所等を始める場合は、使用を開始する7日前までに消防本部へ届出する必要があります。



【問い合わせ先】

糸満市消防本部 予防課
TEL: 098-992-3661